

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第18号

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、国府町木原」及び「、河原町山手の一部」を削り、「、鹿野町鷲峯及び青谷町絹見の一部」を「及び鹿野町鷲峯」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。